

熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則の制定 について

このことについて、別紙のとおり制定することとする。

(提案理由)

熊本県学校給食費等の管理に関する条例第 7 条の規定に基づき、学校給食に関する事務に関し必要な事項を教育委員会規則で制定する必要があるため。

参考：関係法令条項

熊本県学校給食費の管理に関する条例（令和 4 年熊本県条例第 1 6 号）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 1 条第 1 1 号に規定する学校給食に関する事務に関し必要な事項は教育委員会規則で定める。

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則

2 制定の必要性

熊本県学校給食費等の管理に関する条例（令和4年熊本県条例第16号）の制定に伴い、学校給食に関する事務に関し必要な事項を定める必要がある。

3 内容

- (1) 趣旨について定める。（第1条関係）
- (2) 用語の定義について定める。（第2条関係）
- (3) 学校給食等の提供の申込み等について定める。（第3条、別記第1号様式関係）
- (4) 学校給食費等の納付額の通知について定める。（第4条、別記第2号様式関係）
- (5) 学校給食費等を負担する者が学校給食等の終了又は停止をする場合について定める。（第5条、別記第3号様式 - 別記第5号様式関係）
- (6) 学校給食費等を負担する者が学校給食等の一部の停止をする場合について定める。（第6条、別記第6号様式関係）
- (7) 学校給食費等の納付方法について定める。（第7条関係）
- (8) 学校給食費を負担する保護者等に変更があった場合の手續について定める。（第8条関係）
- (9) 雑則について定める。（第9条関係）
- (10) この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- (11) 所要の準備行為について定める。（附則第2項関係）

熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則をここに公布する。
令和 年 月 日
熊本県教育長 白石 伸 一
熊本県教育委員会規則第 号
熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則
(趣旨)
第1条 この規則は、熊本県学校給食費等の管理に関する条例（令和4年熊本県条例第16号。以下「条例」という。）第7条ただし書の規定に基づき、条例の施行に係る学校給食に関する事務に関して必要な事項を定めるものとする。
(定義)
第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 学校給食費等負担者 条例第4条第1項各号に規定する学校給食費等を負担する者をいう。
(2) 熊本県立学校徴収金システム 県立学校において電子計算機を利用して学校徴収金及び学校給食費の徴収及び管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。
(3) 学校給食等 学校給食、夜間学校給食及び学校給食又は夜間学校給食と同等の給食をいう。
(4) 補食給食 学校給食法施行規則（昭和29年文部省令第24号）第1条第3項に規定する完全給食以外の給食をいう。
(学校給食等の申込み等)
第3条 学校給食費等負担者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校給食等提供申込書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。
(1) 保護者等が幼児、児童又は生徒の学校給食の提供を受けようとするとき。
(2) 夜間課程を置く高等学校の生徒が夜間学校給食の提供を受けようとするとき。
(3) 教職員等が学校給食又は夜間学校給食と同等の給食の提供を受けようとするとき。
2 前項の規定にかかわらず、学校給食費等負担者が熊本県立学校徴収金システム（以下「徴収金システム」という。）を利用して学校給食等の提供を申し込む場合は、当該システムによる申込みをもって、前項の申込書の提出に代えるものとする。
3 第1項の規定にかかわらず、補食給食を実施する夜間課程を置く高等学校に在籍する生徒であって、熊本県高等学校定時制課程夜食給与実施要領第7条第1項の規定による夜食給与の対象者は、同要領第6条第1項の申請書の提出をもって、第1項の申込書の提出に代えるものとする。
(学校給食費等の通知)

第4条 教育委員会は、前条第1項の申込書の提出（同条第2項の規定による徴収金システムによる申込みを含む。）があったときは、学校給食費等決定（変更）通知書（別記第2号様式）により、学校給食費等負担者に学校給食費等の期別ごとの納付額を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項の申請書の提出があったときは、夜食給与の対象者の決定通知をもって、前項の納付額の通知に代えるものとする。

（学校給食等の終了又は停止）

第5条 学校給食費等負担者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、学校給食等の提供を終了させようとするときは、学校給食等終了願（別記第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 幼児、児童又は生徒が転学するとき。

(2) 幼児又は生徒が退学するとき。

(3) 教職員等が年度の途中において退職又は異動するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

2 学校給食費等負担者は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合において、学校給食等の提供を停止させようとするときは、学校給食等停止願（別記第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該事由が年度を超えて継続するときは、毎年度3月末日までに当該停止願を提出しなければならないものとする。

(1) 事故、傷病等により、県が学校給食等を実施する日において、幼児、児童、生徒又は教職員等が学校給食等の提供を受けることができないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

3 教育委員会は、前2項の規定により学校給食費等負担者が納付すべき期別ごとの納付額に変更がある場合においては、学校給食費等決定（変更）通知書により変更後の期別ごとの納付額を学校給食費等負担者に通知するものとする。

4 学校給食費等負担者は、第2項の規定により停止していた学校給食等の提供を再開させようとするときは、学校給食等再開願（別記第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（学校給食等の一部停止）

第6条 学校給食費等負担者は、食物アレルギー等のやむを得ない理由により、提供を受ける学校給食等の一部を停止しようとするときは、学校給食等一部停止願（別記第6号様式）を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、当該理由が年度を超えて継続するときは、毎年度3月末日までに当該一部停止願を提出しなければならないものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により学校給食費等負担者が納付すべき期別ごとの納付額

に変更がある場合においては、学校給食費等決定（変更）通知書により変更後の期別ごとの納付額を学校給食費等負担者に通知するものとする。

（学校給食費等の納付方法）

第7条 学校給食費等負担者は、学校給食費等を口座振替の方法により納付しなければならない。ただし、教育委員会において相当の理由があると認めるときは、納付書その他の教育委員会が認める方法により納付することができる。

（保護者等に変更があった場合の手続）

第8条 第3条第1項第1号の規定に基づき学校給食等提供申込書を提出した者と異なる者が学校給食費を負担することとなった場合は、新たな学校給食費の負担者は、再度当該申込書を教育委員会に提出しなければならない。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に実施する学校給食又は夜間学校給食に係る学校給食費等について適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の規定による学校給食に関する事務に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前にも行うことができる。

別記第1号様式（第3条関係）

学校給食等提供申込書

熊本県教育委員会 様

年 月 日

熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、学校給食（又は夜間学校給食）の提供を申し込みます。

学校給食の提供を受ける者の在籍校	
学校給食の提供を受ける者の氏名	
納入義務者（保護者等）	
納入義務者の住所	

別記第2号様式(第4条 - 第6条関係)

年 月 日

学校給食費等決定(変更)通知書

様

学校給食の提供を受ける者の氏名

()

熊本県教育委員会

年度の学校給食費等について、次のとおり決定(変更)しましたので、熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則第4条第1項(第5条第3項・第6条第2項)の規定により通知します。

期別ごとの納付額

期別	決定額(変更前)	決定額(変更後)	納期限
第1期			年 月 日
第2期			年 月 日
第3期			年 月 日
第4期			年 月 日
第5期			年 月 日
第6期			年 月 日
第7期			年 月 日
第8期			年 月 日
第9期			年 月 日
第10期			年 月 日

第10期(最終学年については第9期及び第10期)については、納付額が変わる可能性があります。

納期限が土曜日、日曜日及び休日の場合は、表に記載した日の翌営業日が納期限となります。

別記第3号様式（第5条関係）

学校給食等終了願

熊本県教育委員会 様

年 月 日

私は、次の理由により、 年 月 日をもって学校給食（又は夜間学校給食）の提供を受けることを終了したいので、熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則第5条第1項の規定により学校給食等終了願を提出します。

- (1) 転学するため
- (2) 退学するため
- (3) 異動又は退職のため（教職員）
- (4) その他の理由のため

[]

(1)(2)(3)(4)のいずれかに○をしてください。

学校給食の提供を受ける者の在籍校	
学校給食の提供を受ける者の氏名	
納入義務者（保護者等）	
納入義務者の住所	

別記第4号様式（第5条関係）

学校給食等停止願

熊本県教育委員会 様

年 月 日

私は、次の理由により学校給食（又は夜間学校給食）の提供を停止したいので、熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則第5条第2項の規定により学校給食等停止願を提出します。

- 1 学校給食等の提供を受けることを停止したい理由
- (1) 休学するため
 - (2) 事故、傷病等により、学校給食等を実施する日において、学校給食等の提供を受けることができないため（(1)以外の理由）
 - (3) その他の理由のため

()

(1)(2)(3)のいずれかに○をしてください。

- 2 学校給食等の提供を停止する期間

年 月 日 から 年 月 日まで

学校給食の提供を受ける者の在籍校	
学校給食の提供を受ける者の氏名	
納入義務者（保護者等）	
納入義務者の住所	

別記第5号様式（第5条関係）

学校給食等再開願

熊本県教育委員会 様

年 月 日

年 月 日から学校給食（又は夜間学校給食）の提供を再開したいので、熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則第5条第4項の規定により学校給食等再開願を提出します。

学校給食の提供を受ける者の在籍校	
学校給食の提供を受ける者の氏名	
納入義務者（保護者等）	
納入義務者の住所	

別記第6号様式（第6条関係）

学校給食等一部停止願

熊本県教育委員会 様

年 月 日

私は、次の理由により学校給食（又は夜間学校給食）の一部について提供を停止したいので、熊本県学校給食費等の管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により学校給食等一部停止願を提出します。

- 1 学校給食等の提供を受けることを停止したい理由
- (1) アレルギー反応を起こすため（又は引き起こすおそれがあるため）
- (2) その他の理由

()

(1)(2)のいずれかに○をしてください。

- 2 学校給食等の一部の提供を停止する日又は期間

年 月 日（1日のみ）

年 月 日 から 年 月 日まで

学校給食の提供を受ける者の在籍校	
学校給食の提供を受ける者の氏名	
納入義務者（保護者等）	
納入義務者の住所	